

横浜市スポーツ施設条例の一部改正について

1 改正の趣旨

横浜市本牧市民プールについては、民間活力の導入により利用促進、経営改善を図るため、PFI事業（BTO方式[※]）を基本として、来年度の公募に向けた検討を進めています。

事業を進めるにあたり、公の施設として指定管理者に管理を行わせるため、横浜市スポーツ施設条例を一部改正します。

※BTO方式：民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設（Build）した後、施設の所有権を公共に譲渡（Transfer）した上で、施設の維持管理・運営（Operate）を行う方式

2 改正の内容

横浜市本牧市民プールを新たに条例に位置付けるため、施設名称及び施設の位置を条例第1条の表に次のとおり追加します。

名 称	位 置
横浜市本牧市民プール	横浜市中区

3 横浜市本牧市民プール再整備のスケジュール

- ・平成31年2月～ 横浜市民間資金等活用事業審査委員会での審議
- ・平成31年7月頃 入札公告
- ・平成32年1月頃 事業者選定
- ・平成32年度 事業契約、設計
- ・平成33年度 工事
- ・平成34年度 工事、供用開始

【参考 1】 想定事業内容

	想定する内容
屋外プール施設	敷地面積を18,000㎡～20,500㎡とし、複数のプールや遊具の整備を図る。
維持管理・運営期間	再整備後の利用動向をふまえた検討や設備の更新時期を考慮し、10年とする。
夏期以外の活用	スポーツやイベント等での活用を図る。
民間施設	敷地面積を1,000㎡～3,500㎡とし、スポーツ施設や利便施設の誘導を図る。
地域経済活性化	市内企業の活用を積極的に図る。

【参考 2】 想定事業費（施設整備及び10年間の維持管理・運営費の合計）

	想定事業費		VFM* (実額)
	PFI事業 (BTO方式)	公共発注	
支出(a)	約26.3億円	約27.5億円	約1.9億円 (約7.9%)
収入(b)	約4.1億円	約3.4億円	
事業費総額(a-b)	約22.2億円	約24.1億円	

※VFM (Value For Money) : 従来型の公共事業手法で実施した場合の行政コストに対する、PFI手法で実施した場合の行政コストの削減割合

【参考 3】 既存屋外プールの概要

	本牧市民プール（平成 28 年から休止中）	横浜プールセンター
①所在地	中区本牧元町 46 番 1 号	磯子区原町 14 番 1 号
②設置年月	昭和 44 年 7 月	昭和 40 年 7 月
③敷地面積	22,765 ㎡	32,849 ㎡
④プール施設	・大プール（148m×44m）、児童プール、幼児プール、スライダー（長さ 20m, 15m）等	・流水大プール（90m×90m）、小プール、幼児プール、滑り台（幅 7 m×長さ 5 m）等
⑤利用者数	73,325 人（H27 年度）	109,685 人（H30 年度）